

教 員 公 募 に つ い て

1. 公 募 人 員

助教 1名

2. 所 属 学 科

総合学生支援センター（学生相談室）

3. 主 な 業 務 内 容

- 1) 学生相談室長として学生の修学、進路、精神衛生等に関する支援業務の統括
- 2) ライフサイエンス・リベラルアーツ（心理学）等の講義（着任後に相談）
- 3) 教職員・学生を対象とした学生相談に係る事業の企画、立案及び実施
- 4) 教職員・学校医・カウンセラー等と連携した学生支援コーディネート
- 5) その他学生相談に関すること

4. 応 募 資 格

以下の 1) ～3) をすべて満たす方

- 1) 臨床心理士、公認心理師、社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有する者
- 2) 教育機関等において、3年以上の相談対応経験を有する者
- 3) 本校での諸業務や所属する組織の運営に対して、組織内及び関係部署と連携、協調して取り組むことができる者
- 4) 学生相談室の管理運営、教職員との連携調整及び学生支援体制の構築経験を有する者が望ましい

5. 採用予定年月日

令和9年4月1日

6. 雇 用 形 態

常勤（任期付き）

7. 任 期

採用日から5年間※任期終了後、審査により任期を付さない教員となることがあります。

8. 処 遇

「独立行政法人国立高等専門学校機構教職員就業規則」による

[給与]

- ・「独立行政法人国立高等専門学校機構教職員給与規則」による
- ・期末・勤勉手当（いわゆるボーナス）が支給されるほか、支給要件を満たす場合は各種手当（通勤手当・住居手当・扶養手当等）の支給あり

[勤務時間・休日・休暇等]

- ・勤務時間は、午前8時30分から午後5時00分（裁量労働制ではありません。）
- ・休日は、原則土・日・祝日及び年末年始
本校は、1年単位の変形労働時間制を採用しており、学校行事等によって休日が勤務日になる場合があります。
- ・年次有給休暇等の制度は「独立行政法人国立高等専門学校機構教職員の労働時間、休暇等に関する規則」による

[保険等]

- ・文部科学省共済組合（健康保険、厚生年金保険）、雇用保険、労災保険等

9. 提 出 書 類

- 1) 履歴書（顔写真・電話番号・e-mailアドレス・学歴・職歴・賞罰は必須項目/学歴は高等学校・高等専門学校卒業以降）
- 2) 教育指導実績の一覧と概要
- 3) 研究業績又は実績（紀要・報告書等）の一覧
- 4) 研究論文・紀要・報告書等及びその概要を記載した資料
- 5) 高専教育に関する抱負（1～2 頁程度／教育・研究・学生指導・その他の観点から抱負を記載）
- 6) 推薦者1名の所属・連絡先（氏名・所属・電話番号・e-mailアドレス）
- 7) 推薦書1通（上記推薦者によるもの、所属・連絡先要記載）二次選考対象者のみ提出
- 8) 「4. 応募資格」1) の資格を有することを証明する書類（写）
- 9) 心理臨床職歴書

- 10) 誓約書（本校ホームページの「採用情報」に掲載の様式。令和8年12月25日施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づく性犯罪前科の有無確認に必要です。）

＊提出書類は5)の論文・著書を除いて、A4判（書式任意）で用意してください。

ただし、10)の誓約書はホームページに掲載の様式を使用してください。

履歴書については、本校ホームページの「採用情報」に参考例を掲載しています。

9. 応募締切

令和8年11月16日（月）17:00必着

＊提出書類のうち7)推薦書は、二次選考までに提出（提出締切は二次選考対象者へ一次選考の結果通知の際お知らせします。）

10. 選考方法

一次選考：書類審査

二次選考：面接及び模擬授業

（令和8年12月予定）

11. 書類の提出方法

【推薦書以外の提出書類】

- ・「8. 提出書類」にある記載順に1つのPDFファイルにまとめて、応募者本人がJREC-INのWeb応募を使用し提出してください。提出するPDFファイルのファイル名に応募者の氏名を記載してください。

参考：「JREC-IN Portal 操作マニュアル（登録ユーザ用）」

https://jrecin.jst.go.jp/html/app/seek/manuals/jrec-in-portal_user_manual_ja.pdf

※特別な理由で、web応募の利用が困難な場合は、問合せ先にご相談ください。

【推薦書】

- ・下記の推薦書受付用のe-mail宛に、推薦者本人がPDFファイルで送付してください。
e-mailの件名とPDFファイルのファイル名は、応募者の氏名及び総合学生支援センターの教員応募書類が分かるようにしてください。また、推薦書のPDFファイルのサイズは3MB以下にしてください。

推薦書受付用 e-mail : [saiyo\[atマーク\]oyama-ct.ac.jp](mailto:saiyo[atマーク]oyama-ct.ac.jp)

e-mailの件名及びPDFファイル名：応募者氏名_総合学生支援センター

e-mailにより推薦書を受け取った場合は、推薦書受領後、4日以内（土日、祝日及び年末年始を除く）に推薦者宛に確認の返信を行います。返信がない場合は、お問い合わせ願います。

- ・推薦書を郵送により提出する場合は、封筒に「総合学生支援センター応募用推薦書在中」と朱書きし、下記の宛先まで簡易書留、レターパック等の追跡可能な方法で送付してください。

〒323-0806 栃木県小山市大字中久喜 771 番地 小山工業高等専門学校総務課総務係

＊推薦書を除き、すべての提出書類を応募期限までに提出してください。

＊提出書類は返却しません。

＊選考結果は、e-mail、電話、郵送等により通知します。

12. 問合せ先

小山工業高等専門学校総務課総務係（人事担当）まで照会してください。

電話：0285-20-2116（総務係直通）e-mail：[saiyo\[atマーク\]oyama-ct.ac.jp](mailto:saiyo[atマーク]oyama-ct.ac.jp)

＊上記[atマーク]は@に変換してください。迷惑メール防止のために置き換えています。

13. その他

- ・多様な人材の積極的応募を歓迎します。また、本校は男女共同参画を推進しており、業績及び人物評価において同等と認められる場合は、女性を優先的に採用します。

「国立高等専門学校機構ダイバーシティ推進」<https://www.kosen-k.go.jp/gender#kyoin>

- ・高等専門学校教員の働く様子などについては、次の情報を参考としてご覧ください。

「小山工業高等専門学校 学校案内」<https://www.oyama-ct.ac.jp/about/>

- ・業務従事に当たっては、「こども性暴力防止法」に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。

特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、

特定の業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、本校の採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。

このため、予め、採用選考過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認させていただくものです。

※「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は別紙（参照条文）をご参照ください。

別紙（参照条文）

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）（抄）

（定義）

第二条（略）

7 この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

- 一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第一百七十六条、第一百七十七条、第一百七十九条から第一百八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪
- 二 盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）
- 三 児童福祉法第六十条第一項の罪
- 四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪
- 五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪
- 六 都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの
 - イ みだりに人の身体の一部に接触する行為
 - ロ 正当な理由がなく、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為
 - ハ みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）
 - ニ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

8 この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの
- 二 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの
- 三 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの

附 則

（改正前の刑法に規定する罪についてのこの法律の適用関係）

第二条 第二条第七項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、次に掲げる罪は、同号に掲げる罪とみなす。

- 一 刑法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十二号。次項において「刑法一部改正法」という。）による改正前の刑法第一百七十八条の二、第一百八十一条第三項若しくは第二百四十一条の罪又はこれらの罪の未遂罪
- 二 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十六号）第一条の規定による改正前の刑法第七十六条から第一百七十八条までの罪又はこれらの罪の未遂罪

2 第二条第七項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法一部改正法附則第三条の規定による改正前の盗犯等の防止及び処分に関する法律第四条の罪（刑法一部改正法による改正前の刑法第二百四十一条前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。）は、同号に掲げる罪とみなす。

（懲役を言い渡す裁判についてのこの法律の適用関係）

第三条 第二条第八項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第三十四条第二項（第一号並びに第二号ロ及びホに係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法第十二条に規定する懲役又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判は、拘禁刑又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判とみなす。

※第2条第7項第6号の罪は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行令（令和7年政令第440号）（抄）第2条及び附則第2項に掲げる条例（各都道府県のいわゆる迷惑防止条例及び青少年健全育成条例）で定める又は定められていた罪であって、同号イからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものをいう。